



すくすく 退職積立金

拠出型企業年金保険



1. 「制度」の主旨

頑張っている職員等への、園としての支援の気持ちを掛金の補助という具体的な形で表した福利厚生制度です。

加入者拠出額と
『同額』を
事業主に補助
いただく制度です。

2. 「制度」の特徴

- ⇒ (1) 「退職金(WAM)」の「上乘せ／補充」制度として、園が自由に金額水準を設計できます。
- ⇒ (2) 都道府県の社会福祉協議会の制度に加入していても、プラスオンで活用・導入が可能です。

3. 「制度」の仕組み

- ①ご加入者(被保険者)が負担する金額と同額を園が手当として支払い、2倍の金額にして「掛金」として積立てる制度。
園の補助額も含めた「掛金」は給与控除で、加入者全員分の合計額が、園の口座から毎月、自動的に引落しされます。
- ②園からの補助額は、職名や年齢等の客観基準をもとに「上限額」に差をつけることができるため、貢献度に応じてメリハリのついた補助が可能な制度です。
- ③「加入するかどうか」「掛金をいくらにするか」は、ご加入者(被保険者)が個々の判断で決定します。
- ④各ご加入者(被保険者)への「補助額」は、「みなし給与(報酬)」扱いです。
(⇒「就業規則」等、諸規程の改定が必要となります。1ページ～2ページをご参照ください。)

最低2口(1口あたり
1,000円/月)から
加入できます！

4. 「制度」導入スケジュール⇒ 加入は年2回、4月と10月のみ。

①2025年4月から「すくすく退職積立金」を導入の場合

「制度」導入の「理事会」承認が間に合う、または不要の場合は、2025年1月末までに加入申込書を提出することで、2025年4月からの導入が可能となります。

②2025年10月から「すくすく退職積立金」を導入の場合

例えば、理事会は、2025年4月に承認、2025年9月に予算措置を行い、2025年5月～2025年7月の募集時期に加入申込書を提出することで、2025年10月からの導入が可能となります。



	加入日	募集期間	申込締切日
2025年4月 導入の場合	2025年 4月1日	2024年11月～2025年1月	2025年1月31日
2025年10月 導入の場合	2025年10月1日	2025年 5月～2025年7月	2025年7月31日

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した商品です。

在職中に掛金を払込みいただき、**年金または一時金をお受取り**になれます。

◆ 財産形成や老後の生活資金確保

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

- チェック欄**
- 給付内容はニーズに合致していますか。
 - ご自身が選択された掛金(加入口数)、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

厚生労働省の
公的年金シミュ
レーターはこちら



当パンフレットには公益社団法人全国私立保育連盟と保険会社からお知らせする「契約概要」・「注意喚起情報」等の重要事項が含まれております。お申込み前に必ずお読みください。
なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレットをお読みいただいた後も大切に保管してください。

<ご参考>

「すくすく退職積立金」制度導入にともなう諸規程の改訂について

「すくすく退職積立金」制度を導入いただいた場合の、園内各種諸規程の改訂につきましては、以下の手順を推奨いたします。
なお、以下の手順(改訂および新規作成)はあくまでモデルですので、これを強制するものではありません。

(1) 就業規則本則の改訂

就業規則本則に、以下のような条文を追加。

(退職積立金)

第〇〇条 加入を希望する職員は、公益社団法人全国私立保育連盟が運営する「すくすく退職積立金」に、自ら掛金を拠出することにより加入することができる。

2 前項の「すくすく退職積立金」に加入できる職員の範囲、掛金額等については、別に定める「退職積立金規程」による。

3 本条に定める退職積立金制度は、当園が掛金の半額を補助する福利厚生制度であるため、社会状況の変動および当園の経営内容・方法の変動により改廃することがある。

※ 上記条文案の第3項(～変動により改廃することがある。)の記載は任意です。

(2) 退職積立金規程の作成

退職積立金規程 (案)

(目的)

第1条 この規程は、就業規則第〇条に規定する退職積立金制度について規定するものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、就業規則第〇条第〇号に定める正職員に適用する。

(定義)

第3条 この規程に定める退職積立金とは、公益社団法人全国私立保育連盟が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づいて運営する「すくすく退職積立金」に、職員が加入することができる制度をいう。

(加入)

第4条 「すくすく退職積立金」に加入できる職員は、第2条により本規程が適用される正職員であつて、加入を希望する者とする。

2 加入する職員は、次条に定める掛金を自ら拠出するものとする。

3 当園は、職員が拠出する掛金の半額を補助する。

(掛金)

第5条 職員が拠出する掛金(1口1,000円)の上限口数は、職名および年齢により別表のとおりとし、職員毎の加入口数はその上限口数の範囲内で当園が個別に決定する。

2 職員は、前項により当園が決定した加入口数以下の口数で「すくすく退職積立金」に加入することができる。ただし、最低2口以上加入する必要がある。

3 上位職に昇格し、上限口数が増加となった場合、当園と当該職員との協議により加入口数を増加させることができる。ただし、同一職名で年齢区分が増加となった場合はその限りではない。

(掛金の補助および控除)

第6条 本規程の第4条第3項により当園が補助する掛金の半額相当額は、退職積立手当として毎月支給する。

2 職員が拠出する掛金は、退職積立掛金として毎月控除する。

(給付内容等)

第7条 掛金払込期間満了日は満75歳到達直後の3月末日とし、掛金払込期間満了後に10年確定年金または一時金が直接加入者に支給される。

(制度の詳細)

第8条 当園の退職積立金制度に関して、この規程に定めのないことについては、公益社団法人全国私立保育連盟が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約によるものとする。

(制度の改廃)

第9条 この制度は、社会状況の変動および当園の経営内容・方法の変動により改廃することがある。

< 別表 (例) >

職名	年齢	口数
園長・副園長	20～39歳	2～30口
	40～49歳	2～40口
	50歳以上	2～60口
主任・事務長	20～39歳	2～20口
	40～49歳	2～30口
	50歳以上	2～50口
保育士・栄養士 調理員・事務員	20～39歳	2～10口
	40歳以上	2～20口

(3) 給与規程の改訂

給与規程改訂(案)	
(目的)	第1条 この規程は、就業規則〇条により、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。
(給与の構成)	第2条 給与の構成は、次のとおりとする。 ① 基本給 ② 〇〇手当 ③ 〇〇手当 ⑥ 退職積立手当 ⑦ 時間外割増手当 ⑧ 休日割増手当 等
(基本給)	第3条 基本給は、本人の職務内容、経験、学歴、技能、勤務成績、年齢等を考慮して各人別に定めるものとする。
(〇〇手当)	第4条 〇〇手当は、……… として支給する。
(退職積立手当)	第〇条 退職積立手当は、別に定める退職積立金規程による「すくすく退職積立金」制度に加入した職員に、当園が補助するものとして支給する。
附 則	1. この規程は、令和〇年〇月〇日から実施する。 2. この規程は、令和〇年〇月〇日から変更して実施する。

給与の構成に「退職積立手当」を追加してください。

退職積立手当をこのように定義してください。

(4) 賃金控除労使協定書の締結

法令により給与からの控除を認められたもの(所得税、社会保険料等)以外を控除する場合は、従業員の過半数を代表する者(従業員の過半数で組織する組合がある場合はその組合)と賃金控除に関する労使協定を締結しなければなりません。「賃金控除に関する協定(案)」を参考にして締結してください。なお、この協定書は労働基準監督署への届出義務はありませんので、締結後保管をしておいてください。

賃金控除に関する協定(案)	
社会福祉法人〇〇 △△保育園(以下、「当園」という。)と社会福祉法人〇〇 △△保育園職員代表者とは、労働基準法第24条第1項但し書に基づき、職員の賃金の一部控除に関し、以下のとおり協定する。	
第1条(控除の対象)	当園は、毎〇日支払の給与および給与規程〇条の定めにより支給される賞与より、以下に掲げるものを控除することができる。 ①法令により定められたもの (1)所得税 (2)住民税 (3)健康保険料 (4)厚生年金保険料 (5)介護保険料 (6)雇用保険料 ②法令以外のもの (1)団体扱いの生命保険・損害保険の保険料 (2)財形制度の積立金 (3)退職積立金規程(すくすく退職金積立金)に基づく掛金 (4)その他当園と職員代表者が協定したもの
第2条(協議事項)	本協定に基づく賃金控除の取り扱いに関し、運用上の疑義が生じた場合には、その都度当園と職員代表者で対応を協議し、決定する。
第3条(協定の有効期間)	本協定の有効期間は、令和 年 月 日より令和 年 月 日までの1年間とし、当園、職員代表者に異議のない場合には、1年間延長するものとする。また、それ以降についても同じ取り扱いとする。
令和 年 月 日	社会福祉法人〇〇会△△保育園 理事長 印 社会福祉法人〇〇会△△保育園 職員代表者 印

(5) 労働基準監督署への届出

上記手順により、就業規則本則・給与規程の改訂、退職積立金規程を新規作成した場合、管轄の労働基準監督署へ就業規則変更届の届出が必要となります。この際、従業員代表者の意見書を添付して届け出る必要があります。なお、従業員が10名未満の場合は、提出義務はありません。

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
また、「契約概要」に記載の給付内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、「注意喚起情報」等、当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

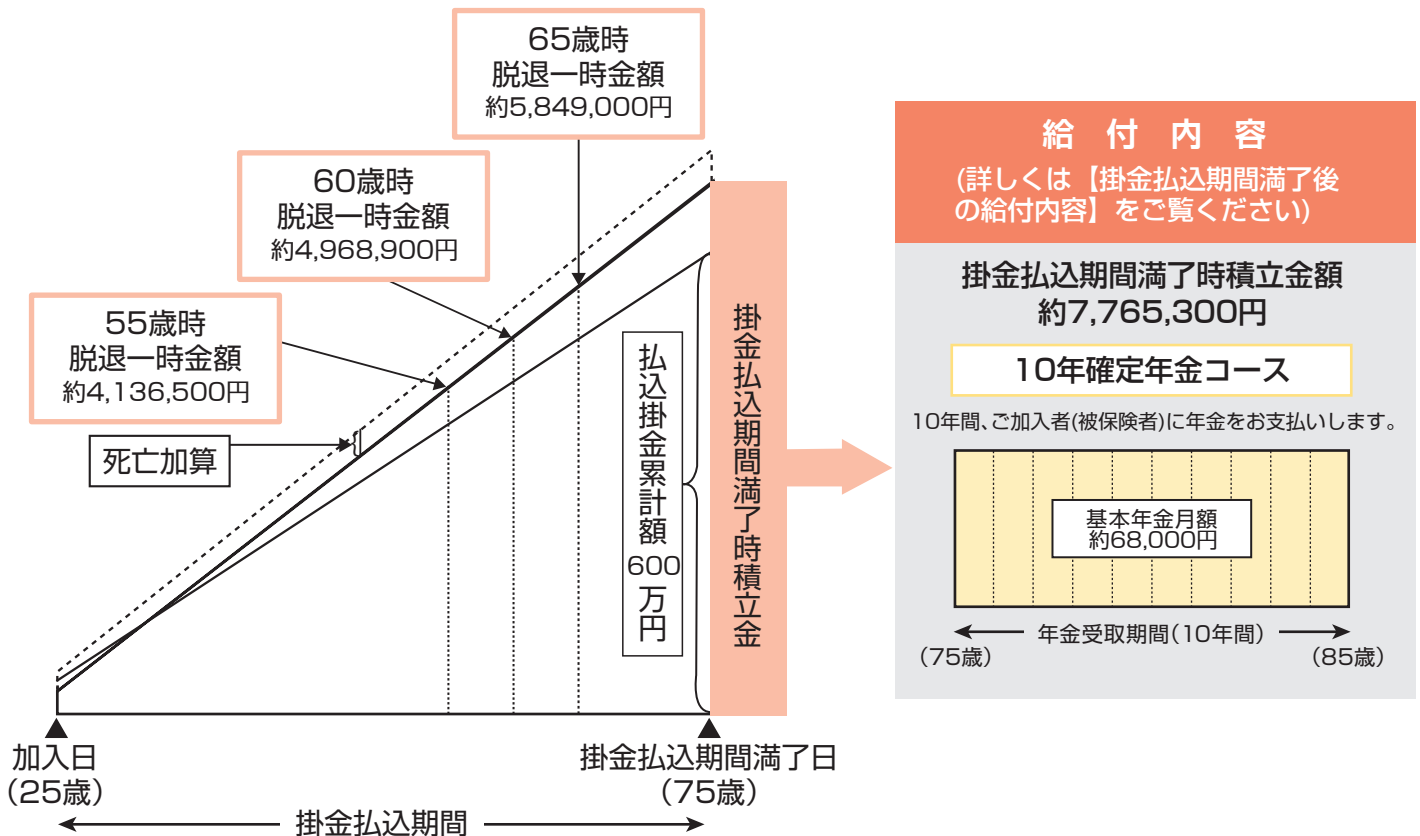
この保険の特徴

- この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方をご加入者(被保険者)とし、ご加入者(被保険者)の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。
- 在職中に掛金を払込み、掛金払込期間満了後は、掛金払込期間満了時積立金額を原資とした年金をお受取りになれます。年金でのお受取りにかえて、一時金で受取ることもできます。
- ご加入者(被保険者)が掛金払込期間中に脱退(退職)された場合はご加入者(被保険者)に脱退一時金をお支払いします。また、ご加入者(被保険者)が掛金払込期間中に死亡された場合はご遺族に遺族一時金をお支払いします。

しくみ図

<ご加入例>

- ご加入年齢：25歳
- 掛金：月払10,000円 ※1口1,000円で10口加入(本人拠出5口・事業主拠出5口)
- 掛金払込期間満了年齢：75歳



※この保険でいう「積立金」とは、払込掛金から制度運営費および保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用(事業費)等を差引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を適正な保険数理に基づき計算したものです。

◆給付額について◆

- ・しくみ図の給付額は、「制度の詳細とその他取扱い」に記載の給付額試算表と同じ条件に基づいて計算しております。
- ・掛金払込期間満了後の給付額は掛金払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。
- ・実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。

加入資格

- 加入日現在正常に勤務されており、掛金払込期間満了日までの期間が2年以上ある公益社団法人全国私立保育連盟に加入している法人が運営している施設(例：保育園、老人介護施設等)の長および従事者の方。

※掛金払込期間中に会員が公益社団法人全国私立保育連盟の会員資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。(この場合、加入されているその会員(事業主)の役員・従業員も年齢によらず脱退となります。)また、ご加入者(被保険者)が加入資格を失われた場合にも年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

掛金

《月払》

1口あたり1,000円とし、最低2口以上60口(*)まで加入できます。

- 掛金をご加入者(被保険者)負担です。
- 月払掛金は毎月の給与から控除します。
- 掛金1,000円あたり10円の制度運営費が含まれており、掛金から制度運営費を差引いた金額が保険料です。
- 月払掛金の半額を事業主が補助します(*)。例えば、加入口数60口の場合、ご加入者(被保険者)負担30口・事業主補助30口となります。また、補助部分については「みなし給与」扱い、もしくは「みなし報酬」扱いです。(ご加入者(被保険者)負担の掛金は1口以上30口(*)までとなります。)(*)ただし、各園の規程の範囲内とします。
- 掛金払込期間満了日:満75歳到達直後の3月末日とします。
- 掛金の増額は掛金払込期間満了日までの期間が2年以上ある方にかぎります。

給付内容

【掛金払込期間満了後の給付内容】

- 次の種類の年金をご加入者(被保険者)にお支払いします。
 - 10年確定年金
 - 《年金受取期間中》
 - 10年間、ご加入者(被保険者)に年金をお支払いします。
 - ・ご加入者(被保険者)が死亡された場合
ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。
 - ・一時金でのお受取りを希望された場合
残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。
- 年金の開始日は掛金払込期間満了日の属する月の翌月1日ですが、実際のお支払いは、年4回1月、4月、7月、10月の各1日にそれまでの3カ月分をまとめてお支払いします。
 - ※ただし、初回の支払時等は年金の開始日によっては、3カ月分に満たない場合があります。
- 年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。
- 年金でのお受取りにかえて掛金払込期間満了時積立金を一時金で受取ることもできます。

【掛金払込期間中の給付内容】

- ご加入者(被保険者)が脱退されたとき
脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者(被保険者)にお支払いします。
- ご加入者(被保険者)が死亡されたとき
死亡時点の積立金額に月払掛金(本人拠出および事業主拠出の合計)の1倍に相当する金額を加算(死亡加算)した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。
新規加入や増額される場合、死亡加算は加入日(または増額日)から適用されます。

受取人

- 年金(年金にかえての一時金を含む)、掛金払込期間満了時一時金、および脱退一時金の受取人はご加入者(被保険者)本人とします。
- 遺族一時金(残存受取(保証)期間の年金を含む)の受取人はご遺族(*)とします。
 - (※)遺族とは、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の範囲および順位によるものとします。なお同順位の方が2名以上となる場合には、そのうち最年長者を代表者として選定し、その方にお支払いします。

配当金

- 年金受取開始後に配当金が生じた場合、年金の増額(増加年金)にあてられます。
- 掛金払込期間中に配当金が生じた場合、積立金の積増にあてられます。
- 毎年の配当金の水準は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては、配当金をお受取りになれない場合もあります。
 - ※年度途中で脱退等される場合、その年度の配当金はお受取りになれません。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は公益社団法人全国私立保育連盟が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づいて運営します。

【引受保険会社】 日本生命保険相互会社

「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、9ページをご確認ください。

この「注意喚起情報」は、ご加入または掛金の増額のお申込みの際に特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
また、給付内容等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、「契約概要」等、当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入または掛金の増額のお申込みにはクーリング・オフの適用はありません。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入(掛金の増額)を承諾した場合、パンフレット等に記載の加入日(または増額日)から保険契約上の責任を負います。
- 引受保険会社の職員(営業職員、コールセンター担当者等)・代理店等にはご加入または掛金の増額を承諾する権限がありません。

年金・一時金をお支払いしない場合等

- 次のようなとき、年金・一時金をお支払いできないことやご加入を継続できないことがあります。
 - (1) 遺族一時金の受取人が故意にご加入者(被保険者)を死亡させたとき
 - ・その受取人が受取ることになっていた遺族一時金については、その受取人にはお支払いせず、ご加入者(被保険者)の他のご遺族にお支払いします。
 - (2) 年金の継続受取人が故意にご加入者(被保険者)を死亡させたとき
 - ・年金の継続受取人が受取ることになっていた年金については、その継続受取人にはお支払いせず、未支払いの年金原資をご加入者(被保険者)の他のご遺族にお支払いします。
 - (3) この保険契約全体のご加入者数(被保険者数)が15名未満となったとき
 - ・引受保険会社はこの保険契約を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。
 - (4) 保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したとき
 - ・保険契約者から保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したときは、保険料の払込みが中止されたものとして取扱われ、遺族一時金の死亡加算はなくなります。
 - ・保険料の払込みが中止された後、払込みが再開されないまま3年を経過したとき、引受保険会社はこの保険契約を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。
 - (5) ご契約時またはご加入時に保険契約者またはご加入者(被保険者)に詐欺の行為があったとき
 - ・この保険契約の全部またはそのご加入者(被保険者)に関する部分が取消となる場合があります。取消となった場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
 - (6) ご契約時またはご加入時に保険契約者またはご加入者(被保険者)に年金・一時金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的があったとき
 - ・この保険契約の全部またはそのご加入者(被保険者)に関する部分は無効となり、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
 - (7) ご契約後、ご加入後または年金支払事由発生後に以下①～④のこの保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生したとき

- ・引受保険会社は、この保険契約の全部またはそのご加入者(被保険者)に関する部分を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。ただし、以下の③の事由にのみ遺族一時金の受取人、年金の継続受取人だけが該当した場合で、複数の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人のうちの一部の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人が以下の③の事由に該当したときにかぎり、継続年金・遺族一時金のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた継続年金・遺族一時金を除いた額を、他の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人にお支払いします。

<重大な事由>

- ① 保険契約者または受取人による年金を詐取する目的または他人に詐取させる目的での事故招致(未遂を含みます。)
- ② この保険契約の年金・一時金の請求に関する年金の受取人または継続受取人の詐欺(未遂を含みます。)
- ③ 保険契約者、ご加入者(被保険者)、遺族一時金の受取人、年金の受取人または継続受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき
 - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。))に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 反社会的勢力により企業等の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、ご加入者(被保険者)、遺族一時金の受取人、年金の受取人または継続受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由

積立金額(脱退一時金額)等

- 積立金額(脱退一時金額)および遺族一時金額は、積立期間によっては、払込掛金累計額を下回ることがあります。また、この保険契約全体の加入人口数、保険料積立金の増減、引受保険会社の基礎率(予定利率、予定死亡率等)の変更等により、積立金額が払込掛金累計額を下回る期間は変動する可能性がございますので、ご注意ください。

基礎率(予定利率・予定死亡率等)の変更

- 引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動等、この保険契約の締結の際予見しえない事情の変更により特に必要と認められた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより、主務官庁に届出たうえで基礎率(予定利率・予定死亡率等)を変更することがあります。その結果、将来受取りを開始する年金・一時金が減少することがあります。

制度内容の変更

- 公益社団法人全国私立保育連盟の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、年金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、年金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

(お問合せ先)

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

年金・一時金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、年金・一時金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、当パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。年金・一時金のご請求は、公益社団法人全国私立保育連盟経由で行っていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、速やかに公益社団法人全国私立保育連盟のご相談窓口にご連絡ください。
- ご請求に応じて、年金・一時金をお支払いする必要がありますので年金・一時金のお支払事由が生じた場合だけでなく、年金・一時金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに公益社団法人全国私立保育連盟のご相談窓口にご連絡ください。
- 年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の年金・保険金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点等がある場合には、速やかに公益社団法人全国私立保育連盟のご相談窓口にご連絡ください。

「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、9ページをご確認ください。



更に詳しい内容について(制度の詳細とその他取扱い)

この「制度の詳細とその他取扱い」は、「契約概要」・「注意喚起情報」にてご説明した重要な事項の詳細説明や税務上のお取扱い等を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」・「注意喚起情報」は、お申込みにあたっての重要な事項を記載しておりますので、あわせて必ずご確認ください。

給付額試算表

- この商品は、積立金額が払込掛金累計額(元本)を上回るには、一定の期間(下表の例の場合、6年間)を要する商品です。
- 下表は、前提・条件をにおいて計算した給付額の試算であり、将来の受取額をお約束するものではありません。前提・条件の詳細は<当パンフレットに記載の給付額について>をご確認ください。

月払10口 10,000円(本人拠出5口・事業主拠出5口)加入の場合

積立 期間	払込掛金 累計額 ①	うち 本人拠出額 ②	うち 事業主拠出額	積立金額 (脱退一時金額) ③	10年確定年金 基本年金月額	差額 (③-①)	差額 (③-②)
				払込掛金累計額 到達年に枠組み			
1年	120,000円	60,000円	60,000円	約 117,400円	約 (1,000)円	約 ▲2,600円	約 57,400円
2年	240,000円	120,000円	120,000円	約 236,000円	約 (2,000)円	約 ▲4,000円	約 116,000円
3年	360,000円	180,000円	180,000円	約 355,800円	約 (3,100)円	約 ▲4,200円	約 175,800円
4年	480,000円	240,000円	240,000円	約 476,900円	約 (4,100)円	約 ▲3,100円	約 236,900円
5年	600,000円	300,000円	300,000円	約 599,400円	約 (5,200)円	約 ▲600円	約 299,400円
6年	720,000円	360,000円	360,000円	約 723,100円	約 (6,300)円	約 3,100円	約 363,100円
7年	840,000円	420,000円	420,000円	約 848,200円	約 (7,400)円	約 8,200円	約 428,200円
8年	960,000円	480,000円	480,000円	約 974,700円	約 (8,500)円	約 14,700円	約 494,700円
9年	1,080,000円	540,000円	540,000円	約 1,102,500円	約 (9,600)円	約 22,500円	約 562,500円
10年	1,200,000円	600,000円	600,000円	約 1,231,700円	約 10,800円	約 31,700円	約 631,700円
15年	1,800,000円	900,000円	900,000円	約 1,899,300円	約 16,600円	約 99,300円	約 999,300円
20年	2,400,000円	1,200,000円	1,200,000円	約 2,604,200円	約 22,800円	約 204,200円	約 1,404,200円
25年	3,000,000円	1,500,000円	1,500,000円	約 3,349,100円	約 29,300円	約 349,100円	約 1,849,100円
30年	3,600,000円	1,800,000円	1,800,000円	約 4,136,500円	約 36,200円	約 536,500円	約 2,336,500円
35年	4,200,000円	2,100,000円	2,100,000円	約 4,968,900円	約 43,500円	約 768,900円	約 2,868,900円
40年	4,800,000円	2,400,000円	2,400,000円	約 5,849,000円	約 51,200円	約 1,049,000円	約 3,449,000円
45年	5,400,000円	2,700,000円	2,700,000円	約 6,780,100円	約 59,400円	約 1,380,100円	約 4,080,100円
50年	6,000,000円	3,000,000円	3,000,000円	約 7,765,300円	約 68,000円	約 1,765,300円	約 4,765,300円

※掛金払込期間満了後の給付額は掛金払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。

※年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。なお、()内は参考数値です。

<当パンフレットに記載の給付額について>

当パンフレットに記載の給付額は、新規に加入される方の給付額、または掛金を増額される方の増額部分に相当する給付額を試算したものであり、以下の前提およびその他一定の条件に基づき計算しております。そのため、例えば、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社の基礎率(予定利率、予定死亡率等)の変更に伴い、実際に受取る金額は増減し、また大きく下回る可能性があります。したがって将来の受取額をお約束するものではありません。また、積立金額が払込掛金累計額を下回る期間があり、その期間は変動する可能性がございますので、ご注意ください。なお、既加入者の実際の給付額については、当パンフレットに記載の給付額と異なります。

- 当パンフレットに記載の給付額は次の(1)～(5)およびその他一定の条件に基づいて計算しております。
 - この保険契約全体の加入口数が月払20,025口を常に維持していることを前提とします。
 - ご加入者(被保険者)全員の保険料が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。
 - 2024年6月10日現在の基礎率(予定利率・予定死亡率等)に基づき計算しております。
 - この保険契約における2024年4月1日現在の保険料積立金が積立期間の開始にあるものとして計算しております。
 - 記載の金額には、配当金を加味していません。
- 今後の金利水準の低下その他の著しい経済変動等により、基礎率(予定利率・予定死亡率等)については将来変更される場合があります。その結果、年金・一時金の受取金額が減少する場合があります。
- 今後の決算配当率は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては配当金をお受取りにされない場合もあります。
- 年度(2025年4月1日～2026年3月31日)途中・財政決算期間中で脱退された場合、その年度の配当金はお受取りにできません。また、その場合の脱退一時金は給付額試算表の数値を月割計算した額より下回ります。

<当パンフレットに記載の給付額について>つづき

- 積立金額(脱退一時金額)は、積立期間によっては払込掛金累計額を下回ることがあります。また、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社の基礎率(予定利率、予定死亡率等)の変更等により、積立金額が払込掛金累計額を下回る期間は変動する可能性がありますので、ご注意ください。
- 掛金を増額された場合、増額部分の積立期間は増額年月日が起点となります。したがって、積立金額が払込掛金累計額を下回る期間が新たに発生することがあります。
- 給付額試算表は、4月1日に加入されたことを前提に整数年加入で計算しておりますので、年度途中(10月1日)加入の場合は、7ページ試算表の額と異なる(下回る)ことがあります。

掛金の減額

- 別表の事由に該当する場合にかぎり、掛金を減額することができます。

掛金の減額のお申込みは募集期間中にかぎりです。

ただし、月払2口を最低残すものとします。

<別表>

- ①災害
- ②疾病・障がい(親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。)
- ③住宅の取得
- ④教育(親族の教育を含む。)
- ⑤結婚(親族の結婚を含む。)
- ⑥債務の弁済
- ⑦その他、ご加入者(被保険者)が掛金の拠出に支障のある場合

掛金の払込中断

- 別表の事由に該当する場合にかぎり、3年を限度として、掛金のお払込みを中断することができます。

なお、掛金の払込中断期間中に死亡された場合、死亡加算はありません。

<別表>

- ①災害
- ②疾病・障がい(親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。)
- ③住宅の取得
- ④教育(親族の教育を含む。)
- ⑤結婚(親族の結婚を含む。)
- ⑥債務の弁済
- ⑦その他、ご加入者(被保険者)が掛金の拠出に支障のある場合

年金の繰延

- 1年単位で最長10年まで、年金の受取開始を繰延べることができます。

繰延期間中は、掛金のお払込みはお取り扱いできません。

税務上のお取扱い

保険料

- ご加入者(被保険者)が負担された保険料は、**一般生命保険料控除の対象**です。

- 制度運営費については、一般生命保険料控除の対象ではありません。

- 「みなし給与」扱い、もしくは「みなし報酬」扱いの事業主補助部分については、一般生命保険料控除の対象です。

※当すくすく退職積立金以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した年間保険料に基づき計算されます。当すくすく退職積立金のみの年間保険料に基づき計算されるわけではありません。

※2011年12月31日までに締結した保険契約等(旧契約)と2012年1月1日以降新たに締結した保険契約等(新契約)では、生命保険料控除の適用が異なります。当すくすく退職積立金は新契約にあたり、一般生命保険料控除の対象となる旧契約にご加入の場合、以下①～③のうち、控除額が最大となる方法を選択することができます。

①旧契約のみで控除額を計算

②新契約のみで控除額を計算

③旧契約と新契約を合算のうえ、控除額を計算(ただし、②の場合と同じ控除限度額が適用されます。)

年金・一時金

以下の年金については、本人が受取人の場合のお取扱いです。

●年金

(公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。

$$\text{課税対象額} = (\text{基本年金年額} + \text{増加年金年額}) - (\text{基本年金年額} \times \frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{基本年金受取総額(見込額)}})$$

●脱退一時金・掛金払込期間満了時一時金

一時所得として所得税および住民税の課税対象です。

$$\text{課税対象額} = (\text{一時金額} - \text{払込保険料累計額} - 50\text{万円}*) \times 1/2$$

*同年中にその他の一時所得がある場合は、一時所得の合計額から特別控除額(50万円)が控除されます。

●遺族一時金

相続税の課税対象です。

法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の受取一時金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

税務の取扱い等について、2024年6月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。

個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

更に詳しい内容について(制度の詳細とその他取扱い)

個人情報の取扱いに関する公益社団法人全国私立保育連盟と引受保険会社からのお知らせ

- この保険契約は、公益社団法人全国私立保育連盟(以下、「団体」といいます。)を保険契約者とし、団体所属(加盟)の事業所(以下、「事業所」といいます。)の所属員を加入対象者とする企業保険です。
そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および事業所(有限会社ゼンポを含みます。以下同じ。)は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。
団体および事業所は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
 - 引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、年金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、事業所等へその目的の範囲内で提供します。
 - また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体、事業所および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。
なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
- (注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

ご相談窓口等

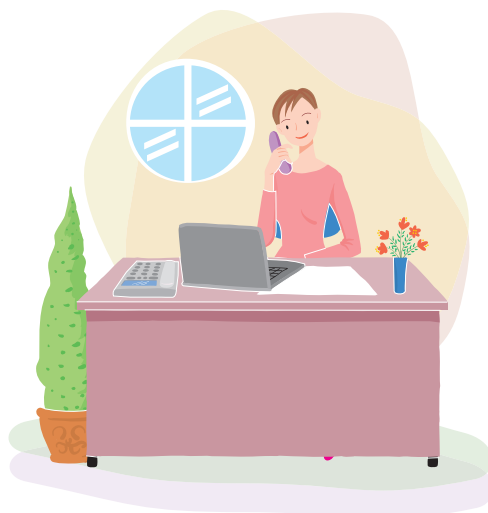
- ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。
(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。)
- <団体お問合せ先> 〒111-0051
 東京都台東区蔵前4-11-10
 全国保育会館 3階 公益社団法人全国私立保育連盟 事業部
 TEL 03-3865-3885
- <日本生命お問合せ先> 日本生命保険相互会社 法人サービスセンター
 TEL 0120-563-924 (通話料無料)
 ※お問合せの際には、記号証券番号(970-91957)をお知らせください。
 【受付時間 月曜日～金曜日9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く。)]

<指定紛争解決機関>

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
 - 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

●「障がい」の表記

当パンフレットでは、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。



「加入申込書」 記入要領

- ご記入にあたって、まずは「黒ボールペン」「ご印鑑」をご用意ください。
 - この記入要領を参考に、「加入申込書」に必要事項をみれなくご記入のうえ、押印してください。
 - 新規加入の方、または加入内容に変更のある方は、必要事項を記入・押印のうえ「加入申込書」を公益社団法人全国私立保育連盟事業部へご提出ください。
内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正しい内容をご記入ください。
 - 新規加入されない方は、「加入申込書」のご提出は不要です。
また、加入内容に変更のない方は従来の加入内容で継続されますので、ご提出は不要です。
- ※1枚目、2枚目をご提出ください。3枚目は保育園控となります。

申込書提出先 〒111-0051
東京都台東区蔵前4-11-10 全国保育会館3階
公益社団法人全国私立保育連盟 事業部

すくすく退職積立金
加入申込書
日本生命保険相互会社 行

申込締切日 令和 年 月 日	年 月 日
月払加入年月日 令和 年 月 日	年 月 日

⑧の拡大図

別	年号	年
2	号	年
1		...

団体コード	グループ区分	事業所コード	① 保育園コード (右づめでご記入ください)	② 申込日	
記入不要			50A100124	令和 06	1201

被保険者番号	③ 被保険者氏名 (カタカナで記入ください)	④ 性別	生年月日	⑤ 申込印	
記入不要	ホイク ハナコ	2	4121201	保 育	

⑥ 月払申込欄		⑦ 保育園名	
加入区分	口数	(円)	
既加入分			
⑨ 新規加入 2口数変更	10	すくすく保育園	
今回合計 申込分	10000		

記入に際しての留意点

印字内容(加入内容)に変更がない場合は記入不要です。
 (性別) [年号] [加入区分]
 男性…1 昭和…3 令和…5 該当する数字を1つ
 女性…2 平成…4 だけ〇印ください。

(幹事会社)日本生命保険相互会社

※当「加入申込書」は記入要領用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

◆記入チェックリスト◆

項目	チェック項目	チェック欄
①	「保育園コード」を庶務担当者の方に確認いただき、右づめでご記入ください。	
②	「加入申込書」を記入した日をご記入ください。	
③	氏名をカタカナでご記入ください。	
④	性別・生年月日を数字でご記入ください。	
⑤	必ず申込印を押印してください。	
⑥	該当する加入区分に○印をつけ、口数・掛金を右づめでご記入ください。 記入する口数・掛金は「本人拠出と事業主拠出の合計」となります。 最低2口以上60口(*)まで加入できます。 (*)ただし、各園の規程の範囲内とします。	
⑦	保育園名をご記入ください。	
⑧	内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正しい内容をご記入ください。	

「すくすく退職積立金」制度Q & A

Q1. 加入対象はどうなっていますか。

A1. 「加入日現在正常に勤務されており、掛金払込期間満了日までの期間が2年以上ある公益社団法人全国私立保育連盟に加入している法人が運営している施設(例：保育園、老人介護施設等)の長および従事者の方」が加入いただくことができます。詳細は当パンフレット4ページ「加入資格」をご確認ください。

Q2. 加入後、途中で月払掛金を変更することは可能ですか。

A2. 年2回募集期間中に掛金(加入口数)の変更をすることができます。加入申込書を提出いただき、口数を変更いただきます。

Q3. 中途退職により脱退する場合は、どうなりますか。

A3. 給付金請求書を提出いただき、脱退一時金を請求いただきます。

Q4. 定年退職後も継続して加入することは可能ですか。

A4. A1の加入条件(「加入日現在正常に勤務されており…」)を満たさなくなりますので、脱退となります。給付金請求書を提出いただきます。

Q5. 育休中、産休中の取扱いはどうなりますか。

A5. 継続または脱退のどちらかをご加入者(被保険者)の方に選択いただきます。継続の場合、所定の事由に該当する場合にかぎり、3年を限度として、掛金のお払込みを中断することができます。脱退の場合、給付金請求書を提出いただきます。掛金のお払込みの中断の詳細は、当パンフレット8ページ「掛金の払込中断」をご確認ください。

Q6. 結婚した場合、必要な手続きはありますか。人事異動で別の園で働く場合はどうなりますか。

A6. 登録内容を変更する必要があります。団体窓口へご連絡ください。

Q7. 死亡した場合、積立金はどうなりますか。

A7. ご遺族から給付金請求書等を提出いただきます。死亡時点の積立金額に月払掛金(本人拠出および事業主拠出の合計)の1倍に相当する金額を加算した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。

Q8. 加入後、どれくらいの積立金額になっているか確認できますか。

A8. 年1回、「積立金のお知らせ」を加入者宛に全国私立保育連盟事業部から送付します。全国私立保育連盟事業部に問合せいただく方法もあります。

Q9. 困った時の問合せ先はありますか。

A9. 当パンフレット9ページ「ご相談窓口等」をご確認ください。

<団体お問合せ先> 公益社団法人全国私立保育連盟 事業部 TEL 03-3865-3885

<日本生命お問合せ先> 日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL 0120-563-924

(通話料無料)

※お問合せの際には、記号証券番号(970-91957)をお知らせください。

【受付時間 月曜日～金曜日9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く。)]

Q10. 引受保険会社が破綻した場合は、どうなりますか。

A10. 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、年金額等が削減されることがあります。

なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。

ただし、この場合にも、年金額等が削減されることがあります。

保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

(お問合せ先) 生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

Q11. 給付を受けた場合、税金はどうなりますか。

A11. 税務上のお取扱いは、以下のとおりです。

【保険料】

●ご加入者(被保険者)が負担された保険料は、**一般生命保険料控除の対象**です。

●制度運営費については、一般生命保険料控除の対象ではありません。

●「みなし給与」扱い、もしくは「みなし報酬」扱いの事業主補助部分については、一般生命保険料控除の対象です。

*詳細は当パンフレット8ページ「税務上のお取り扱い」の留意事項(※部分)をご確認ください。

【年金・一時金】

以下の年金については、本人が受取人の場合のお取扱いです。

●年金…(公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。

$$\text{課税対象額} = (\text{基本年金年額} + \text{増加年金年額}) - (\text{基本年金年額} \times \frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{基本年金受取総額(見込額)}})$$

●脱退一時金・掛金払込期間満了時一時金…一時所得として所得税および住民税の課税対象です。

$$\text{課税対象額} = (\text{一時金額} - \text{払込保険料累計額} - 50\text{万円}) \times 1/2$$

*同年中にその他の一時所得がある場合は、一時所得の合計額から特別控除額(50万円)が控除されます。

●遺族一時金…相続税の課税対象です。

法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の受取一時金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

※2024年6月現在の税制等に基づくものであり、今後、税務の取扱い等が変わる場合があります。